

令和 6 年度定期利用団体の登録申請を開始しました

地域づくりセンター美土里を定期的に利用する団体は登録申請を行うことで、原則月 4 回まで部屋の予約を一年分まとめて行うことができます。令和 5 年度に登録した団体宛にはすでに申請書類を送付しましたが、今後地域づくりセンター美土里で新たに活動したい団体がいましたら、お気軽にご相談ください。

定期利用の条件

- 団体員 (1) 原則として 4 名以上いること。
(2) 団体員の半数以上が藤岡市民で、代表者も藤岡市民であること。
※代表者は美土里地区住民であることが望ましい。
- 利用日 (1) 週 1 コマ、月 4 コマを最大とする。
(2) 第 1 週から第 4 週までのうち、午前、午後、夜間を利用可能コマとする。
(3) 祝日、年末年始は休館とする。
- 活 動 (1) 年間を通じて地域づくり活動および生涯学習を行うこと。
(2) センターの利用規定を守って活動すること。
- その他 (1) 希望時間帯が複数団体で重複する場合、希望に沿えないことがあります。
(2) 利用団体は成果発表の場である「地域づくりセンター美土里文化展」への積極的な参加を求めます。

申込方法

- 期 間 令和 6 年 1 月 31 日（水）まで
- 方 法 必要書類一式（センター窓口またはホームページで配布）に記入の上、窓口へ持参するかメール（midori-k@city.fujioka.gunma.jp 宛）提出
- 書 類 (1) 定期利用団体登録申請書
(2) サークル名簿
(3) サークル会則（ある団体のみ）